

津南中等教育学校生徒会会則（平成 24 年度～）

第 1 章 名称

第 1 条 本会は津南中等教育学校生徒会という。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は生徒相互の個性の伸長を図り、人格の向上と校風の発展に努めることを目的とする。

第 3 章 活動

第 3 条 前条の目的を達成するため、校長及び職員の指導と監督のもとで次のような活動を計画し、運営する。

- ① 学級活動に関する事
- ② 校内活動に関する事
- ③ 校外活動に関する事
- ④ 福祉活動に関する事
- ⑤ その他生徒会行事及び活動に関する事

第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は、本校の在校生全員とする。

第 5 章 組織

第 5 条 本会に次の機関を置くこととする。

- ① 生徒総会
- ② 中央委員会
- ③ 専門委員会
- ④ 学年委員会
- ⑤ 生徒会執行部

第6条 生徒総会は本会の最高決議機関であり、次のことを決定する。

- ① 生徒会活動の大綱に関すること
- ② 予算の決議に関すること
- ③ 会則の改正に関すること
- ④ その他必要なこと

第7条 中央委員会は総会に次ぐ決議機関であり、生徒会執行部・専門委員会・学年委員会の委員によって構成され、生徒会運営上必要なことを審議して決定する。

第8条 学年委員会は各学級の級長・副級長によって構成され、学級活動・専門委員会活動を推進する。

第9条 生徒会執行部は総会の運営・議事録・会計事務など、本会の運営に必要な活動を行う。

第10条 定例の生徒総会は年1回開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。いずれも会長が招集する。

第11条 専門委員会は年数回開き、必要に応じて臨時委員会を開くことができる。いずれも委員長が召集する。

第12条 総会及び中央委員会の定足数は、会員の3分の2以上とする。

第6章 決定

第13条 総会及び中央委員会は過半数で決議し、可否同数の時は議長が決定する。決定事項については、校長の許可を得なければならない。

第7章 役員

第14条 本会は次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|-----|---------|------------|------|----|
| ①会長 | 1名 | ②副会長 | 2名 | ③書記長 | 1名 |
| ④執行委員 | 若干名 | ⑤議長・副議長 | 各1名(3年生より) | | |

⑥級長・副級長 各学級1名（男女1名ずつ） ⑦専門委員長 各委員会1名

⑧学年委員長 各学年1名

第15条 会長・副会長は、別に定める生徒会役員選挙規定により決定する。議長・副議長・執行委員は会長が委嘱する。

第16条 専門委員長は、委員選出後、各委員会の5年生より1名を互選する。学年委員長は、各学年の級長より1名を互選する。

第17条 本会の役員の任期は、4月から3月までの原則1年間とする。欠員が生じた時の補欠役員の任期は、前者の残留期間とする。

第18条 会長は本会を代表して会務を行う。副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。

第19条 本会の執行部役員（①～③）は、校長の任命を受ける。

第8章 権利・義務

第20条 会員は、平等に役員になること及び適切な役員を選出する義務を負う。

第21条 会員は、会の発展のため有効な意見を述べる責任と権利を持つ。

第22条 会員は、全ての総会の決議・中央委員会の決議に従わなければならない。

第23条 会員は誰でも40名以上の賛成を得た場合は、会長に申し出て総会を開かせることができる。

第24条 会員は平等に会費を負担し、その恩恵を受ける権利がある。

第25条 会則は、生徒会の最高規則である。ゆえに、会員はこれを守らなくてはならない。

第9章 会計

第26条 本会の経費は、会費の収入による。

第27条 本会の会計年度は、4月から1年間とする。

第28条 本会の予算は執行部で立案し、総会で決定する。決算は、中央委員会の監査

を経て次年度の総会で報告する。

第10章 改正

第29条 会則を改正するには、中央委員会の3分の2以上の承認を得た後、総会の3分の2以上の賛成を受け、校長の許可を得なければならない。

第11章 附則

第30条 本会の会則を実施するため、細則を作ることができる。

第31条 本会の会則は、平成24年度の会則承認の日より実施する。

<生徒会組織図>

